

## 平成28年度第1回京都市環境影響評価審査会

### 【 摘 録 】

日 時：平成28年5月19日 10:00～11:30

場 所：職員会館かもがわ 大多目的室

出席委員：板倉豊委員，笠原三紀夫委員，勝見武委員，河瀬玲奈委員，柴田昌三委員

議 題：① 京都経済センター（仮称）整備事業に係る配慮書案について（諮問）

② 京都経済センター（仮称）整備事業に係る配慮書案についての審査

- 議 事
- 1 開会
  - 2 議事 以下のとおり
  - 3 閉会

### － 摘 録 －

事 務 局 現在，5名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，委員定数15名の3分の1以上の出席をいただいております。本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 それでは，議題1「京都経済センター（仮称）整備事業に係る配慮書案」について諮問を行う。

#### < 諮 問 >

事 務 局 京都経済センター（仮称）整備事業に係る配慮書案について，環境配慮の観点からの意見を求める。

笠 原 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題2「京都経済センター（仮称）整備事業に係る配慮書案についての審査」に移る。  
大成建設株式会社（以下「事業者」という。）には，事業概要及び配慮書案についての説明をお願いする。

事 業 者 < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠 原 会 長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

板 倉 委 員 既存底盤を残置するということは，新たに杭打ちを行わないということか。また，それで，耐震の面で問題はないか。

事 業 者 新たに杭打ちを行わないが，その場合でも，耐震基準を満たすことができる構造とする。

板 倉 委 員 「太陽光発電」について，何kWのソーラーパネルを設置する予定か。

事 業 者 10kWのソーラーパネルを設置することを計画している。

- 板倉委員 10kWというと、幼稚園などの電力需要を補う程度の容量であり、本事業の規模を考慮すると小さいように思う。建物の規模に見合った大きさのソーラーパネルの設置を積極的に考えていただきたい。  
また、「屋上緑化」について、中京区役所では屋上庭園でミツバチを飼育することで、地域住民のコミュニティの構築にも一役買っている。さらに、ヒートアイランドへの対策としても効果が期待できる。本事業においても、「屋上緑化」について、形だけでなく本格的に取り組んでいただきたい。
- 河瀬委員 四条通の歩道を拡幅し、「歩くまち・京都」の実現を目指している状況で、なぜ、駐車場確保型という案を出されたのか。  
また、既存底盤を残置する案2においても、京都市駐車場条例に基づく附置義務である駐車台数50台を確保できるという理解でよいか。
- 事業者 本事業計画地には、300台の規模の市営駐車場が存在していたという状況もあり、市民の方々の利便性という面も考慮し、駐車場確保型という案を設定したものである。  
また、案1では案2に比べて、約30台駐車台数が多くなるが、案2の場合でも駐車台数50台を確保できる計画としている。
- 勝見委員 案2に比べて案1では、工期がどれだけ長くなるか。
- 事業者 工期の差は、約4箇月と試算している。
- 柴田委員 「景観」については、実施計画段階で具体的に検討されることであり、現段階で評価できないことは非常に残念である。  
本事業計画地は、祇園祭と関わりが深い文化的に重要な場所であるので、今後どのような配慮を考えているのか、教えてほしい。  
また、配慮書案p51の「環境要素」において、「自然との触れ合いの場」は存在しないと断言されているが、屋上緑化により「自然との触れ合いの場」を創出するなど、プラスの要素を示すことはできないか。
- 事業者 祇園祭に來られる方が使いやすく、また、祇園祭を楽しむことができるような空間を設けることを検討している。  
また、「自然との触れ合いの場」として、緑化を行った屋上等を、一般の方に開放することも検討している。  
なお、「景観」について、計画段階環境配慮ということで、詳細部分が決まっていない段階であることについては、御了解いただきたい。
- 笠原会長 現在、本事業計画地には、産業会館と京都市営駐車場があるが、本事業では、既存の建物を解体し、新たに建物を造るのか、それとも、既存の建物を改築するのか。
- 事業者 現在の所有者に既存の建物を解体していただき、その後、本建物を新築するものである。
- 笠原会長 それでは、配慮書案における「工事」に既存建物の解体は含まれていないという理解でよいか。
- 事業者 そのとおりである。
- 笠原会長 この場合の解体は、環境影響評価の対象にならないということによいか。
- 事務局 解体から新築までを同一の事業者が一連の事業として実施する場合は、解体も含めて環境影響評価の対象となるが、本事業は、解体と新築の事業者が異なり、一連の事業ではないため、解体は環境影響評価の対象とならないものである。

- 笠原会長 案1では吹抜けの設置予定がなく、案2では吹抜けの設置予定があるが、案2を選定するため、意図的に案1から吹抜けの計画を除いたということではないのか。
- 事業者 意図的に案1から吹抜けの計画を除いたのではなく、駐車場を最大限確保するよう検討していた当初の段階から、案1は吹抜けを設置しないものとしていた。
- 笠原会長 配慮書案p2に、駐車場の附置義務台数（自動車50台、自動二輪4台）が変動する可能性がある」と記載されているが、この台数が50台から増えた場合に、案2では、既存底盤のスペースまで使用するというにはならないか。
- 事業者 台数が1、2台増減する可能性があるが、増加した場合でも、内部の共用スペース等を狭くすることにより、既存底盤を撤去せずに駐車台数を確保する予定としている。
- 笠原会長 駐車台数が既存市営駐車場の300台から本事業計画の50台に減少することで、駐車待ちの車両が周辺に滞留するなどの問題が発生しないか。
- 事業者 既存の市営駐車場は本年3月をもって閉鎖しており、閉鎖後は、周辺の別の駐車場を案内するなど、周知活動が行われている。また、竣工時にも十分に周知を行い、極力、駐車待ちの車両が発生しないように運用してまいる。
- 笠原会長 配慮書案に、誤りが散見されるため、全体を見直し、修正を図ること。  
また、配慮書案p59で示されている「環境配慮の見地から実施する内容」については、確実に実施できる体制を構築すること。  
さらに、配慮書案p59のBEMS, PDCA, BASなどの略語については、例えば、「ビルエネルギー管理システム (BEMS)」のように、一般の方にも分かりやすい表現とすること。
- 事業者 承知した。
- 勝見委員 配慮書案p59の「環境配慮の見地から実施する内容」の「建設工事及び既存底盤撤去工事時」の㉑に、「残土の再利用」を行う旨が記載されているが、案2では残土が僅かしか発生しないのではないか。
- 事業者 御指摘のとおり、案2の場合は、残土の発生はほとんどないものである。
- 勝見委員 僅かな残土を再利用することは、困難であると想定されるので、この記載に縛られる必要はないと考える。  
また、既存躯体を残置するということであるが、構造体として利用するために残置するのか、それとも、単に撤去が困難であるため残置するのか教えてほしい。
- 事業者 既存躯体は残置するが、構造体として利用するものではなく、既存躯体の上に新たにベタ基礎を設置し、建物を立てる予定としている。
- 笠原会長 本体新築工事は平成29年1月からということであるが、それまでに解体が終了しているというスケジュールでよいか。
- 事業者 平成29年1月までに解体は終わる予定である。
- 笠原会長 本事業については、十分に環境に配慮され、京都の経済の中核となる拠点として見本となるような施設にしていきたい。
- 笠原会長 ほかに御意見はないか。意見がないようなので、事業者の皆様には退室いただく。

< 事業者退席 >

- 笠原会長 まだ時間があるので、何か、言い忘れた意見や事務局を通して事業者に聞いておきたい

こと等あれば、御発言願う。

河瀬委員 「温室効果ガス」について、京都市では、2030年までに40%削減という、厳しい目標を定めているが、目標を達成するためには、供用段階での温室効果ガス削減の努力が不可欠である。京都市には、目標達成に向け、しっかりと監督していただきたい。

事務局 供用段階の温室効果ガスの削減については、本市としてしっかりと取り組む必要があるが、計画段階においても、先ほど板倉委員から意見をいただいたように、建物の規模に見合った太陽光発電設備の設置など、事業者に一層の配慮を求めていくことは制度上可能である。

笠原会長 本日の意見を踏まえ、事務局から確認しておくことはあるか。

事務局 次回の審査会では、事務局で委員の皆様の意見を取りまとめた答申書（案）を基に御審議いただく予定である。  
本日の審議を踏まえて、答申書（案）には、「屋上緑化」、「太陽光発電」及び「景観」に関する意見を盛り込むということでよいか。

（一同了承）

笠原会長 それでは、本日の審議はこれにて終了とする。マイクを事務局にお返しする。

11:30 終了